

「こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議の開催について」の一部改正について 新旧対照表

○こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議の開催について（平成 28 年 4 月 8 日犯罪対策閣僚会議申合せ）（抄）

（下線部分は改正箇所）

改 正 案	現 行
<p>こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議の開催について</p> <p>1 (略)</p> <p>2 関係府省連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要に応じ、有識者、構成員以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。</p> <p>議 長 内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）</p> <p>構成員 内閣官房内閣審議官 内閣府男女共同参画局長 警察庁生活安全局長 こども家庭庁成育局長 こども家庭庁支援局長 <u>総務省大臣官房総括審議官（情報通信担当）</u> 法務省刑事局長 法務省人権擁護局長 外務省総合外交政策局長 文部科学省総合教育政策局長 厚生労働省社会・援護局長 経済産業省商務情報政策局長 観光庁次長</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議の開催について</p> <p>1 (略)</p> <p>2 関係府省連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要に応じ、有識者、構成員以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。</p> <p>議 長 内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）</p> <p>構成員 内閣官房内閣審議官 内閣府男女共同参画局長 警察庁生活安全局長 こども家庭庁成育局長 こども家庭庁支援局長 <u>総務省総合通信基盤局長</u> 法務省刑事局長 法務省人権擁護局長 外務省総合外交政策局長 文部科学省総合教育政策局長 厚生労働省社会・援護局長 経済産業省商務情報政策局長 観光庁次長</p> <p>3・4 (略)</p>